

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県郡山土木事務所において閲覧できます。

平成二十七年十一月十三日

奈良県知事 荒井正吾

一 許可番号

平成二十七年五月七日奈良県指令郡土第四一―四号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成二十七年十月二十六日郡土第五四九号

公共施設に関する工事の検査済証 平成二十七年十月二十六日郡土第一七三号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

大和郡山市額田部北町六三九番四、六三九番五、六三九番六、六三九番七、六三九番八及び六三九番九

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大和郡山市額田部北町五五〇番地の八

ウエストリバーホーム株式会社 代表取締役 西川貴雄

大和郡山市額田部北町六七一番地

植田米子

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 大和郡山市額田部北町六三九番四

下水道 大和郡山市額田部北町六三九番四の一部